

総合調整会議（2018.12.5）

- 日時：平成30年12月5日（水） 午前8時53分～午前10時8分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・所信表明でお示させていただいた内容について、実現に向け取り組みを進めさせていただく。
- ・幼保の入園状況について、議会で問われた際にどのように答えていけるのか、協議・調整を行うこと。
- ・今後の児童館の運営について、スケジュールや保護者の方への説明方法を整理していくこと。
- ・旧住民憩の家跡地で馬事業を今後進めていくことを念頭に置いていただき、情報共有すること。
- ・今回新たに議員になられた方もいるが、現状で各種審議会、委員会にメンバーに入っておられる方はどのようにしていけばいいのか、十分協議・調整を行うこと。

2. 審議事項

【案件名】地域BWAについて

→ 総務部長から説明

- ・株式会社ZTVによる地域BWAによるサービス提供実施に必要な本市の同意について、審議いただくもの。
- ・同意をすることにより、避難所Wi-Fi環境の無償提供を受けることができる。
- ・特にデメリットはなく、市にコストが発生するものではない。
- ・平常時における、議員用端末等による情報収集環境の無償提供を受けることもできる。
- ・サービス開始の時期として、平成30年度に総務省へ申請、平成31年度にまずは市役所へ無線局を設置、平成32年度以降に順次無線局を追加し、概ね5年で全域でのサービスを開始する。
- ・近隣市では、大津市、近江八幡市、長浜市、米原市、彦根市がすでに同意されており、他市についても、近々同意をされるか検討されているところである。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】第六次栗東市総合計画策定スケジュール（進捗状況）について

→ 市民政策部政策監、元気創造政策課長から説明

- ・これまで議会総合計画特別委員会や総合計画審議会でも報告してきた第六次栗東市総合計画策定スケジュール（進捗状況）等を議会に報告することを、報告するもの。

[市民政策部長]

- ・学区別懇談会の時期について、3月から4月は年度替わりということで役員の変更等がある時期だが、この時期での開催が必要なのか。

[元気創造政策課長]

- ・都市計画マスタープランの学区別懇談会と同日程で考えていることから、この時期での開催とさせてもらっている。

区分：了解

【案件名】 栗東市平成 25 年台風第 18 号 災害復旧対策本部の解散について

→ 建設部長から説明

- ・平成 25 年台風第 18 号の災害対応として、復旧対策本部を設置し災害復旧工事や被害者の生活再建事業を実施していたが、復旧関連工事が平成 29 年度工事において全て終了したことから、災害復旧計画及び進捗状況の報告を行い、災害復旧対策本部解散の旨を報告するもの。
- ・今回の報告をもって、解散という扱いとさせていただく。

[市長]

- ・手続きとして、県等への報告は行わないのか。

[市民政策部長]

- ・報告させていただく。

区分：了解

【案件名】 指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）整備事業者選定結果

→ 福祉部長から説明

- ・第 7 期栗東市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）の整備事業者について、栗東市介護サービス施設等審査委員会による選定結果を報告するもの。
- ・11 月 29 日に審査委員会を開催したところであり、12 月 6 日に事業者への通知・公表を行う。

区分：了解

【案件名】 栗東・栗東西地域包括支援センター運営事業者の選定結果について

→ 福祉部長から説明

- ・第7期栗東市介護保険事業計画に基づく地域包括支援センターの事業委託を行うにあたり、公募による運営事業者の選定結果について、報告するもの。
- ・11月29日に審査委員会を開催したところであり、12月6日に事業者への通知・公表を行う。

[市民政策部政策監]

- ・公表の際には、他の公表と様式の統一をしないのか。

[福祉部長]

- ・統一させていただく。

区分：了解

【案件名】 健康増進法の一部を改正する法律の公布について

→ 子ども・健康部長から説明

- ・本年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されているところであるが、2019年夏ごろを目処に、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は敷地内禁煙となる。敷地内禁煙でない行政機関の指定管理者および行政機関外に喫煙場所を設置している部署については、対応をしていただく必要があるため、報告するもの。
- ・望まない受動喫煙が生じないように防止することが大きな目的である。
- ・屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することは可能である。

[教育長]

- ・2019年夏までに全て撤去する必要があるのか。

[子ども・健康部長]

- ・受動喫煙が生じないように対応すれば撤去をする必要がない。

[副市長]

- ・大阪市のよう禁煙を徹底している事例もある。

区分：了解

【案件名】 栗東市災害廃棄物処理計画（案）について

→ 環境経済部長、環境政策課長から説明

- ・災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことで、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的に栗東市災害廃棄物処理計画を策定することを報告するもの。
- ・環境省「災害廃棄物対策指針」の内容を踏まえ、「滋賀県災害廃棄物処理計画」、「栗東市地域防災計画」、「栗東市一般廃棄物処理基本計画」と整合のとれた具体的かつ実効性の高いものとする。
- ・12月の議会説明会で報告し、その後パブリックコメントを実施、1月中に環境審議会を開催し、3月に策定する。
- ・対象とする災害として、地震災害、風水害、その他自然災害とする。
- ・対象とする災害廃棄物として、「地震、水害およびその他自然災害により発生する廃棄物」「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。
- ・地震災害における災害廃棄物発生量として、196,242 t が想定される。水害における災害廃棄物発生量として、野洲川上流で319 t、下流で8,031 t が想定される。
- ・災害廃棄物の仮置場として、一時的に集積する暫定仮置場、分別により可能な限り可燃系・不燃系の粗選別を行う一次仮置場、粗選別したものを搬入する二次仮置場に分けて設置する。
- ・仮置場の候補地は、市有地のみならず民有地をふくめ検討していく。なお、公表は行わない。
- ・発災後は、初動対応段階、応急対応段階、復旧・復興段階の3段階に分けて災害廃棄物処理業務を行う。

[副市長]

- ・仮置場がこれほどあると行政だけでは対応しきれないので、自治会との連携等を検討しておくこと。

区分：了解

3. 閉会

副市長からの挨拶

- ・マンパワーが不足している中、法改正等により新たな業務も増えているが、引き続き対応をよろしく願います。

以上